

議案第 36 号

市川市環境保全条例の一部改正について

市川市環境保全条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 11 月 29 日提出

市川市長 村越 祐民

市川市条例第 号

市川市環境保全条例の一部を改正する条例

市川市環境保全条例（平成 10 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 52 条を次のように改める。

（定義）

第 52 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象物質 工場等で使用、製造、保管又は処理（以下「使用等」という。）をする物質のうち、土壤の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）に規定する物質であって規則で定めるものをいう。
- (2) 土壤汚染状況調査 第 63 条第 1 項及び第 7 項、第 63 条の 2 第 2 項及び第 3 項本文並びに第 63 条の 3 の土壤の対象物質による汚染の状況の調査をいう。

第 57 条及び第 62 条第 1 項中「を超える」を「に適合しない」に改める。

第 63 条第 1 項中「。次項」の次に「、次条第 1 項及び第 63 条の 2 1」を、「ものは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、「第 4 条第 3 項又は同法」を「第 4 条第 2 項若しくは第 3 項又は」に改め、「おける」の次に「同法

第2条第1項に規定する」を加え、「次条」を「次条第2項及び第3項並びに第63条の3」に、「に規定する環境大臣」を「の環境大臣又は都道府県知事」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第2項中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の2項を加える。

6 第1項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

7 市長は、前項の規定による届出を受けた場合は、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の対象物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第1項の規則で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告すべき旨を命ずるものとする。

第63条の5を削る。

第63条の4の見出しを「(要措置区域の指定等)」に改め、同条第1項中「第63条第1項又は第63条の2の規定による土壌の対象物質による汚染の状況の調査の結果、当該土地の土壌の対象物質による汚染状態が規制基準を超えている」を「土地が次の各号のいずれにも該当する」に、「その」を「、その」に、「汚染されている」を「汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の対象物質による汚染状態が規制基準に適合しないこと。

(2) 土壌の対象物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すること。

第63条の4第2項中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第4項中「土壌の対象物質による汚染の除去」を「汚染の除去等の措置」に、「指定区域」を「要措置区域」に改め、同条を第63条の5とする。

第63条の3第1項中「を超えている」を「に適合しない」に改め、同条を第63条の4とする。

第63条の2の見出し中「を超えている」を「に適合しない」に改め、同条中「前条第1項本文」を「第63条第1項本文及び第7項並びに前条第2項及び第3項本文」に、「を超えている」を「に適合しない」に改め、「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、「前条第1項の」を「第63条第1項の」に改め、同条を第63条の3とし、第63条の次に次の1条を加える。

(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第63条の2 特定工場等の敷地又は前条第1項本文に規定する対象物質の使用、製造、保管及び処理をやめた特定工場等の敷地（同項本文の報告をした特定工場等の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が規則で定める規模のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 前項に規定する者は、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の対象物質による汚染の状況について、指定調査機関に前条第1項の規則で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を市長に提出することができる。

3 市長は、第1項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が対象物質によって汚染されているおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の対象物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第1項の規則で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の結果の提出があった場合は、この限りでない。

第63条の6を次のように改める。

(汚染除去等計画の提出等)

第63条の6 市長は、前条第1項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他規則で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを市長に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の対象物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

(1) 市長により示された汚染の除去等の措置及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として規則で定めるもののうち、当該土地の所有者等（この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により市長から指示を受けた者）が講じようとする措置（以下「実施措置」という。）

(2) 実施措置の着手予定時期及び完了予定時期

(3) その他規則で定める事項

- 2 市長は、前項の規定により市長から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。
- 3 汚染除去等計画の提出をした者は、第1項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、規則で定めるところにより、変更後の汚染除去等計画を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下この条、次条第1号及び第63条の8において同じ。）の提出があった場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が規則で定める技術的基準（次項において「技術的基準」という。）に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。
- 5 市長は、汚染除去等計画の提出があった場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が技術的基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合においては、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知しなければならない。
- 6 汚染除去等計画の提出をした者は、第4項に規定する期間（前項の規定による通知があったときは、その通知に係る期間）を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならない。
- 7 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じなければならない。
- 8 市長は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 9 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

第63条の8中「第63条第3項」の次に「若しくは第7項」を加え、「第63条の2、第63条の6第1項若しくは第2項又は前条第4項」を「第63条の2第3項、第63条の3、第63条の6第2項、第4項若しくは第8項又は第63条の10第5項」に改め、同条を第63条の20とする。

第63条の7の見出し中「土地」を「形質変更時要届出区域内における土地」に改め、同条第1項中「指定区域内」を「形質変更時要届出区域内」に改め、「土壌の採取その他の」を削り、「までに」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同項第1号を次のように改める。

(1) 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針（規則で定めるところにより、規則で定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたものに限る。）

に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更

ア 土地の土壌の対象物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして規則で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更

イ 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして規則で定める要件に該当する土地の形質の変更

第63条の7第1項第3号中「指定区域」を「形質変更時要届出区域」に改め、同条第2項及び第3項中「指定区域」を「形質変更時要届出区域」に改め、「以内に」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第4項中「があった」を「を受けた」に、「受理した」を「受けた」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第1号の土地の形質の変更をした者は、規則で定めるところにより、規則で定める期間ごとに、当該期間中において行った当該土地の形質の変更の種類、場所その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

第63条の7を第63条の10とし、同条の次に次の9条を加える。

（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更に関する規定の適用除外）

第63条の11 第63条第6項及び第63条の2第1項の規定は、形質変更

時要届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

(台帳)

第63条の12 市長は、要措置区域の台帳、形質変更時要届出区域の台帳、第63条の5第4項の規定により同条第1項の指定が解除された要措置区域の台帳及び第63条の9第2項の規定により同条第1項の指定が解除された形質変更時要届出区域の台帳（以下この条において「台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)

第63条の13 要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壌（指定調査機関が規則で定める方法により調査した結果、対象物質による汚染状態が第63条の5第1項第1号の規制基準に適合すると市長が認めたものを除く。以下「汚染土壌」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

- (1) 当該汚染土壌の対象物質による汚染状態
- (2) 当該汚染土壌の体積
- (3) 当該汚染土壌の運搬の方法
- (4) 当該汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称
- (5) 当該汚染土壌を処理する場合にあっては、当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称

- (6) 当該汚染土壌を処理する場合にあっては、当該汚染土壌を処理する施設の所在地
 - (7) 当該汚染土壌を第63条の15第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地
 - (8) 当該汚染土壌を第63条の15第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする要措置区域等の所在地
 - (9) 当該汚染土壌の搬出の着手予定日
 - (10) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 3 非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者は、当該汚染土壌を搬出した日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。
 - 4 市長は、第1項又は第2項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。
 - (1) 運搬の方法が次条の規則で定める汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること。
 - (2) 第63条の15第1項の規定に違反して当該汚染土壌の処理を土壤汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者（以下「汚染土壌処理業者」という。）に委託しない場合 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。
- （運搬に関する基準）

第63条の14 要措置区域等外において汚染土壌を運搬する者は、規則で定

める汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。

(汚染土壌の処理の委託)

第63条の15 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合
- (2) 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、次のいずれにも該当する他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合
 - ア 当該自然由来等形質変更時要届出区域と土壌の対象物質による汚染の状況が同様であるとして規則に定める基準に該当する自然由来等形質変更時要届出区域
 - イ 当該自然由来等土壌があった土地の地質と同じであるとして規則に定める基準に該当する自然由来等形質変更時要届出区域
- (3) 一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等の間において、一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合
- (4) 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合
- (5) 汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合

2 前項第2号の「自然由来等形質変更時要届出区域」とは、形質変更時要届出区域のうち、土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の対象物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂

に由来するものとして、規則で定める要件に該当する土地の区域をいい、同号の「自然由来等土壌」とは、当該区域内の汚染土壌をいう。

- 3 第1項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出した者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

第63条の16 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の対象物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 第63条の14の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者
- (2) 前条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。)

(管理票)

第63条の17 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者は、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、規則で定めるところにより、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託した者(当該委託が汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあつては、その処理を受託した者)に対し、当該委託に係る汚染土壌の対象物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者について準用する。
- 3 汚染土壌の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該運搬を終了したときは、第1項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により交付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、第1項の規定により管理票を交付した者（以下この条において「管理票交付者」という。）に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該汚染土壌について処理を委託された者があるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならない。
- 4 汚染土壌の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）は、当該処理を終了したときは、第1項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。
- 5 管理票交付者は、前2項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から規則で定める期間保存しなければならない。
- 6 管理票交付者は、規則で定める期間内に、第3項又は第4項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を市長に届け出なければならない。
- 7 運搬受託者は、第3項前段の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送

付の日から、第4項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ規則で定める期間保存しなければならない。

- 8 処理受託者は、第4項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から規則で定める期間保存しなければならない。
- 9 前各項の規定は、汚染土壌を他人に第63条の15第1項第2号又は第3号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、第1項中「(当該委託が汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあつては、その処理を受託した者)」とあるのは「(運搬を委託しない場合にあつては、当該汚染土壌を土地の形質の変更に使用する者)」と、「運搬又は処理を受託した者」とあるのは「運搬を受託した者又は土地の形質の変更に使用する者」と、第3項中「処理を委託された者」とあるのは「土地の形質の変更に使用する者」と、第4項中「の処理を受託した者(以下「処理受託者」という。)」とあるのは「を土地の形質の変更に使用する者(以下「土壌使用者」という。)」と、「処理を終了した」とあるのは「土地の形質の変更をした」と、「処理を委託した」とあるのは「土地の形質の変更に使用させた」と、第5項中「運搬又は処理が終了した」とあるのは「運搬が終了し、又は土地の形質の変更が行われた」と、第6項中「委託に係る汚染土壌の運搬又は処理」とあるのは「運搬又は土地の形質の変更」と、前項中「処理受託者」とあるのは「土壌使用者」と読み替えるものとする。

(虚偽の管理票の交付等の禁止)

第63条の18 何人も、汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

2 何人も、汚染土壌の処理を受託していない又は汚染土壌を土地の形質の変更に使用しないにもかかわらず、前条第4項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

- 3 運搬受託者、処理受託者又は汚染土壌を第63条の15第1項第2号若しくは第3号に規定する土地の形質の変更に使用する者は、受託した汚染土壌の運搬若しくは処理を終了していない又は汚染土壌を土地の形質の変更に使用していないにもかかわらず、前条第3項又は第4項（これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。）の送付をしてはならない。

（報告及び検査）

第63条の19 市長は、この款の規定の施行に必要な限度において、土壌汚染状況調査に係る土地若しくは要措置区域等内の土地の所有者等又は要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

- 2 市長は、この款の規定の施行に必要な限度において、汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者又は汚染土壌の運搬を行った者に対し、汚染土壌の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壌の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、当該汚染土壌の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 4 第1項又は第2項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第63条の6の次に次の3条を加える。

（要措置区域内における土地の形質の変更の禁止）

第63条の7 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしては

ならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 前条第1項の規定により市長から指示を受けた者が汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為

(2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの

(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(要措置区域内における土地の形質の変更に関する規定の適用除外)

第63条の8 第63条第6項及び第63条の2第1項の規定は、第63条の6第1項の規定により市長から指示を受けた者が汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為については、適用しない。

(形質変更時要届出区域の指定等)

第63条の9 市長は、土地が第63条の5第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が対象物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。

2 市長は、土壤の対象物質による汚染の除去により、前項の指定に係る区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

3 第63条の5第2項及び第3項の規定は、第1項の指定及び前項の解除について準用する。

4 形質変更時要届出区域の全部又は一部について、第63条の5第1項の規定による指定がされた場合においては、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について第1項の指定が解除されたものとする。この場合において、同条第2項の規定による指定の公示をしたときは、前項において準用する同条第2項の規定による解除の公示をしたものとみなす。

第63条の20の次に次の1条を加える。

(特定工場等を設置していた者による土壤汚染状況調査への協力)

第63条の21 特定工場等を設置していた者は、当該土地における土壤汚染

状況調査を行う指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該特定工場等において使用等をしていた対象物質の種類等の情報を提供するよう努めるものとする。

第112条を次のように改める。

第112条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第35条、第40条第1項、第57条、第62条第1項、第63条第3項若しくは第7項、第63条の2第3項、第63条の3、第63条の6第2項、第4項若しくは第8項、第63条の10第5項、第63条の13第4項又は第63条の16の規定による命令に違反した者
- (2) 第63条の6第6項又は第63条の7の規定に違反した者

第116条を次のように改める。

第116条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第19条第1項、第21条第1項、第32条第1項、第34条第1項、第54条第1項、第56条第1項又は第63条第4項若しくは第6項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第63条の2第1項又は第63条の10第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者
- (3) 第63条の13第1項又は第2項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第1項本文又は第2項に規定する搬出をした者
- (4) 第63条の14の規定に違反して、汚染土壌を運搬した者
- (5) 第63条の15第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託した者
- (6) 第63条の17第1項（同条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第9項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第1項に規定する事項を記載せず、若しくは

虚偽の記載をして管理票を交付した者

(7) 第63条の17第3項前段又は第4項（これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

(8) 第63条の17第3項後段（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を回付しなかった者

(9) 第63条の17第5項、第7項又は第8項（これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者

(10) 第63条の18第1項又は第2項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者

(11) 第63条の18第3項の規定に違反して、送付をした者

第118条第1号中「第55条第1項」の次に「、第63条の10第4項」を加え、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第63条の19第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第120条を次のように改める。

第120条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第22条、第23条第3項、第37条、第38条第3項、第48条、第49条第3項、第59条、第60条第3項、第63条の10第2項若しくは第3項、第63条の13第3項、第63条の17第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第72条、第73条第3項、第90条、第91条第3項、第99条又は第100条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第63条の6第9項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(一定規模以上の面積の土地の形質の変更の届出に関する経過措置)

2 改正後の第63条の2第1項の規定は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から起算して30日を経過する日以後に土地の形質の変更（同項に規定する土地の形質の変更をいう。附則第6項において同じ。）に着手する者について適用する。

(指定区域の指定に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の市川市環境保全条例（以下「旧条例」という。）第63条の4第1項の規定により指定されている土地の区域は、改正後の第63条の9第1項の規定により指定された同条第2項に規定する形質変更時要届出区域とみなす。

(指定区域台帳に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に存する旧条例第63条の5第1項の規定による指定区域の台帳は、改正後の第63条の12第1項の規定による形質変更時要届出区域の台帳とみなす。

(措置命令に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした旧条例第63条の6第1項又は第2項の規定に基づく命令については、なお従前の例による。

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出に関する経過措置)

6 施行日以後の日に附則第3項の規定により改正後の第63条の9第2項に規定する形質変更時要届出区域とみなされた土地の区域において当該土地の形質の変更に着手する者であつて、施行日前に当該土地の形質の変更に ついて旧条例第63条の7第1項の規定による届出をした者は、改正後の第63条の10第1項の規定による届出をしたものとみなす。

(汚染土壌の搬出時の届出に関する経過措置)

- 7 改正後の第63条の13第1項の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に同項に規定する汚染土壌を当該要措置区域等（同項に規定する要措置区域等をいう。）外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）について適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 8 この条例の施行前にした行為及び附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

土壤汚染対策法の改正を踏まえ、土壤の汚染の状況の把握のための制度を拡充するとともに、汚染土壤の適正処理の確保のための規制の新設その他汚染土壤の適切かつ適正な処理を図るために必要な措置を講ずるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。